

# ねんきん通信

## 年金の記録をご確認ください！(その2)

先月号に引き続き、ご自身の年金記録を確認する方法についてご説明します！

国民年金第1号及び第3号被保険者の期間がある方に対しては、60歳到達時に「国民年金についてのお知らせ(はがき)」が各社会保険事務所から送付されます。

はがき表面の項目は、①「被保険者月数」、②「納付月数」、③「法定免除・全額免除月数」、④「4分の3免除月数」、⑤「半額免除月数」、⑥「4分の1免除月数」、⑦「学生納付特例月数」、⑧「未納月数」となっております。

①「被保険者月数」は、あくまで国民年金第1号及び第3号被保険者として登録されている期間を表します。ですから、厚生年金保険などの被用者年金制度に加入していた期間や、本来、国民年金に加入しなければならなかったにもかかわらず、届出を怠っていたために、未加入となっている期間などは除かれます。そのため、①「被保険者月数」と②「納付月数」が同月数だからといって、必ず満額の年金給付を受けられるわけではありませんのでご注意ください！

②「納付月数」は、保険料を納付(第3号被保険者である期間を含む)した期間で、この期間が480月(昭和16年4月1日以前に生まれた方は段階的に減月)あれば満額の年金額が支給されます。

③「法定免除・全額免除月数」から⑥「4分の1免除月数」は、保険料を納付した場合に比べ受け取る年金額が、それぞれ1/3、1/2、2/3、5/6に減額されますので、これらの項目に記載のある方も満額の年金は受給できません。

⑦「学生納付特例月数」は、年金受給に必要な受給資格期間(原則25年)には算入されますが、年金額には反映されない合算対象期間(カラ期間)となります。ですから、この項目に記載のある方も満額の年金は受給できません。

⑧「未納月数」は、国民年金第1号及び第3号被保険者としての加入期間のうち、未納の月数を表します。この期間が多いと年金給付すら受けられない場合がありますので注意が必要です。

まとめますと、満額の年金を受けられないケースは、★厚生年金などの被用者年金保険に加入したことがないのに、①「被保険者月数」が480月(昭和16年4月1日以前に生まれた方は段階的に減月)に満たない方

★①「被保険者月数」と②「納付月数」が異なる方

★③「法定免除・全額免除月数」、④「4分の3免除月数」、⑤「半額免除月数」、⑥「4分の1免除月数」、⑦「学生納付特例月数」、⑧「未納月数」がある方が考えられます。

必ずこれらの点を確認し、満額の年金を受け取ることができない方は、国民年金に任意加入することにより、年金受給を増額または満額とすることができます。

受給権を取得されていない方(原則25年の受給資格期間を満たしていない方)で昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳まで、満額及び増額を目的とされる方は65歳まで任意加入し保険料を納めることができますので、ご希望の場合は役場窓口にて年金手帳及び印鑑をご持参のうえお越しください。

なお、任意加入制度は、届出を行った日の属する月から納付が可能となります。よって、届出の遅れにより、受け取る年金額がご希望どおりにならない場合もありますので、早めの手続きをお勧めします。

### 年金記録相談の特別強化体制の実施について

社会保険庁では、年金記録に少しでも不安や疑問をお持ちになられた皆様に、ご自身の年金記録をご確認いただくとともに、疑問にお答えできるよう、当面、本年8月21日から12月末まで、年金記録相談の特別強化体制を取っております。

①社会保険事務庁のホームページ上で、IDパスワード認証方式による年金個人情報提供サービスや年金見込額の試算(50歳以上の方)を実施しております。

②電話 0570-05-1165 により、本人確認をした上で、年金加入記録をご自宅に郵送することができます。

※①、②のサービスは基礎年金番号が必要となります。

③お近くの社会保険事務所では、基礎年金番号が分からなくても、本人確認のできる書類(運転免許証、保険証等)により、年金記録情報を確認することができます。

### 免除等の申請期間が10月まで延長されました！

国民年金制度は20歳から60歳までの長期にわたり、加入していただく制度であるため、一時的に経済的理由で保険料が納付できない場合、保険料の納付を要しないこととするしくみ(保険料免除、納付猶予、学生納付特例)があります。

この制度の申請期間が次のとおり延長されましたので、保険料納付が困難な方はお早めに申請してください。

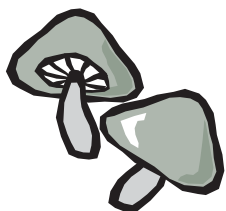
【全額・半額免除及び若年者納付猶予】平成18年10月までの申請(通常は平成18年7月末が申請期限です。)

→平成17年4月から平成18年6月までの期間が対象となります。

【学生納付特例】平成18年10月までの申請(通常は平成18年4月末が申請期限です。)

→平成17年4月から平成18年3月までの期間が対象となります。

※各免除制度は、所得状況等によって非該当となる場合があります。



お誕生おめでとう  
 岡田 大輔(父) 菜樹(母) 栄町  
 薄田 陸(父) 則彦(母) 宮園町  
 ご結婚おめでとう  
 加地 貴哉(父) 民恵(母) (宮園町)  
 片桐

戸籍の窓

8月

詳しくは

町民課保健福祉グループ  
 ☎5-1111 (内線158)